

平成 29 年度医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援研究事業  
実務者会議（野洲地区）概要

日 時：平成 30 年(2018 年)2 月 14 日（水） 9：50～11：50

場 所：野洲養護学校

出席者：実証研究対象保護者

訪問看護ステーション関係者

居宅介護および福祉有償運送事業所等関係者

実証研究実施に係る関係市町行政職員（教育委員会、福祉部局）

特別支援学校管理職

事務局：（障害福祉課）沖野主幹、（健康寿命推進課）小林主任保健師

（特別支援教育課）尾代主幹、的場指導主事

《事務局より、中間実績報告、主治医への聞き取り状況報告》

対象児童 1：10 月から送迎開始、10 回実施済

対象児童 2：1 月から送迎開始、現在、6 回実施

## 1 保護者の負担軽減

（実証研究対象保護者）

- ・ 朝だけの利用を 10 回終えた。自宅から学校へ送り、戻ってくるまで 40～50 分かかっているため、朝にその時間が自由に使えて助かった。
- ・ 訪問看護ステーション、福祉有償運送（居宅介護）は、いつも来ていただいている事業所だったので安心して学校へ通えた。
- ・ 最初、本人は玄関を出ると目を閉じる等、不安な様子も見られたが、回数を重ねると楽しく通えた様子だった。本事業を通して、親子が離れることができ、また看護師が付いてくださっていることで親も本人も安心し、10 回を終えることができた。

（実証研究対象保護者）

- ・ 最初は慌ただしかったが、先週頃から落ち着いてきた。今日は、ヘルパーが変わったため、少し緊張した様子だった。
- ・ 学校から自宅までは 15 分ほどであるが、保護者だけの送迎だと運転中に急に吸引が必要となった場合、車を停めて吸引ができない。送迎してもらえると安心できる。自分で痰が出せるが、後ろに乗せているので目が行き届かないところが怖いと思いながら通っている。本研究事業では通学中に吸引をしていただける安心感があつた。
- ・ 下の子どもの参観に行くことが出来て、良かったと思っている。この後、下の子どもの卒業式にもお願いしている。また、レスパイトを使うと本人が体調を崩すので使いたくなかった。

（特別支援学校管理職）

- ・ 対象児童①は、いつも使っている訪問看護師であり、普段と変わらない様子で登校で

きていた。学校も安心して受入れられたと担任から聞いている。

- ・ 対象児童②は元々緊張がある子どもであるが、慣れる中で落ち着いてきている様子もあると担任から聞いている。
- ・ 送迎者である保護者が体調を崩して学校へ送迎できないために欠席せざるを得ないこともあり、子どもへの負担があったと思う。これから制度が整って欲しいと思うが、子どもの行事だけでなく、家族の体調が悪い時も子どもを優先して送迎する事例も聞いており、本研究事業がいろいろなことを抱える保護者の負担軽減につながるかと改めて感じたところ。

(事務局)

- ・ 他の地区でも、下の子どもの卒業式に行ける、兄弟姉妹の参観日に最初から行って全部見られるといった声も聞いている。

## 2 安全の確保

### (1) 医療面

(訪問看護ステーション関係者)

- ・ 対象児童①について、週1回の訪問だけであるが、小さい頃から関わっている。
- ・ 状態が良い時に送迎したので、人工呼吸器、吸引は車中では必要なかった。緊急対応も特になかった。
- ・ 体調の良い時期である11月～12月に事業を終えることができた。
- ・ 自宅、学校とも事業所から近かったので朝に行けたが。日程については、なかなか保護者の都合を聞くことができず、訪問看護ステーションとヘルパーの都合で送迎日を決めたので申し訳なかったと思う。

(福祉有償運送等事業所関係者)

- ・ 最初の3日間はかなり緊張して目を閉じている様子だった。家を出る段階で喉がゴロゴロしていて、途中でコンビニの駐車場に車を停めて吸引を行った。
- ・ 慣れてきたら、対象児の状態をより理解できるようになり、3回目以降は吸引を行っていない。

### (2) 移動の状況

(福祉有償運送等事業所関係者)

- ・ 吸引可能な駐車スペースがあるコンビニがある大きな道路を通ったが、運転中も振動が少なくなるよう、他の車の走行に配慮しながら、できるだけゆっくりと走った。結果的に普通に行くよりも時間がかかった。

(福祉有償運送等事業所関係者)

- ・ 朝夕の混雑時の実証研究事業への参加は、今回で3年目になる。
- ・ 毎年、家族の希望日に沿った日程を組めないことが課題である。行事がある日などに対応できず、融通が利かない部分は課題と認識している。
- ・ 対象児は週に1回の入浴支援を行っており、どのヘルパーとも関係ができていたので

安心して利用いただけたと思う。

- ・ ヘルパーは運転することで人の命を預かる緊張感があり、振動に注意して走行している。平成 28 年に公益財団法人河本文教福祉振興会からワンボックス車を寄贈してもらい、とてもありがたいが、車が大きいため、運転できるヘルパーが限られており、常実証研究に使える訳ではなく、軽自動車で送迎したこともあった。
- ・ 訪問看護師の送迎も課題であり、昨年、栗東市で行った時は訪問看護師の送迎が遠く、大変だった。今回は近かったのが助かった。
- ・ 市によって移動支援、居宅介護と福祉有償運送と使う制度が異なっており、単価が違うことは問題ではないか。そのことについて、平等性の部分で事業としてできたりしないのか？

(事務局)

- ・ 保護者の負担が発生することについては、市町の福祉サービスを使うのであれば仕方ない。

(福祉有償運送等事業所関係者)

- ・ それでは、スクールバスの利用者は無料で、この事業は有料だということはどうなのかと思った。

(事務局)

- ・ 本事業の実証研究については、既存のサービスを活用することを前提としており、実証研究に協力いただく際、福祉サービス利用の自己負担分について保護者にご理解をお願いしている。また、公共交通機関を利用して通学する児童生徒や自家用車で送迎している保護者に対して、支弁段階に応じてではあるが、就学奨励に関する法に基づき、国と県で費用負担をさせていただき就学奨励費を支給しており、一定の負担軽減をさせていただいているところ。

(福祉有償運送等事業所関係者)

- ・ この事業のために居宅介護を支給決定することは問題ないのか。

(事務局)

- ・ 通常の居宅介護の支給決定と同様、学校へ行くまでの間に関して支給決定しているものと理解している。今後、居宅介護の支給決定が認められない子どもも想定される。

### 3 地域ごとの実施上の課題について

#### (1) 看護師確保の状況

(訪問看護ステーション関係者)

- ・ 事業所の毎年の課題として、朝夕の登下校時は、通常は定期訪問の予定が入っており、空きを利用するしかない。
- ・ 今回は、幸い事業所、学校、自宅ともに市内だったが、他市町だと 2 時間くらい拘束される。
- ・ 主に高齢者を対象にしている他の訪問看護ステーションの場合は、もう少し遅く、定期訪問は 9 時 30 分頃から始まることが多いのももう少し確保しやすいと思うが、私ど

もの場合は訪問看護師の確保が難しい。

- ・ 移動支援事業所についても、除算時間が多く、厚意や融通で行っていただきながら無理をしていると思う。
- ・ 医療的ケアが必要な児童生徒がスクールバスの乗り場まで行って、何時間もかけて通学するとなると、また違う負担がかかる。ドア・ツー・ドアはとても良いと思うが、既存のサービスを使うことについては限界があるのではないか。

## (2) 移動支援の状況

(福祉有償運送等事業所関係者)

- ・ 介護事業所が看護師を雇うことは単価が安いので、確保が難しい。今回のようにまとまった回数があればよいが、介護事業所の中で看護師を雇用することは難しい。
- ・ 昨年度は、子どもを学校に送ったあと、看護師を車のある利用者宅まで送らなければならなかったが、今回は看護師が同じ事業所であったため、移動の負担は少なかった。
- ・ 移動支援、居宅介護と市町により使う福祉サービスが違うので統一できないか。

(事務局)

- ・ 元々、本研究事業は福祉サービスである移動支援を活用して始めた。移動支援事業は通学には使えないとしている市町がほとんどであるが、保護者のレスパイトであると解釈して移動支援事業を使っている市町もある。なお、移動支援事業所からは採算が取れないと聞いており、事業所の要望により居宅介護と福祉有償運送にした事例もある。

(福祉有償運送等事業所関係者)

- ・ 居宅介護は支給決定を行う上で大丈夫かと思うが、圏域により移動支援、居宅介護の統一は必要かと思う。

(事務局)

- ・ 既存の福祉サービスを使うことに無理が出ているかと思う。
- ・ 移動にすべて福祉タクシーを使うと問題はないと思うが、保護者負担が出てくる。移動については課題になっている。

(福祉有償運送等事業所関係者)

- ・ 同じ事業所からヘルパーと看護師を送り出すと、そのまま事業所へ戻れるのでやりやすい。日程・時間調整もやりやすい。

(訪問看護ステーション関係者)

- ・ 外部の事業所同士だと調整が大変であり、ヘルパーの車の待ち合わせ場所を決めることも大変である。わざわざ車を取りに行っていたこともあった。
- ・ 訪問看護ステーションの場所が市をまたぐ場合などは、持ち出しもあり困難である。

(事務局)

- ・ 福祉有償運送事業と看護師の派遣を1つの事業所が一体で行うことの課題は？

(福祉有償運送等事業所関係者)

- ・ (制度全体の課題として) 利用者の希望に添えないことが課題である。  
(福祉有償運送等事業所関係者)
- ・ 事業所に利用者が重なると調整が大変である。  
(関係市町行政職員)
- ・ 日程調整の主体はどこか。  
(事務局)
- ・ 委託契約で訪問看護ステーションに調整をお願いしている。しかし、複数乗車の場合  
は、結果的に移動に関わる事業所が調整している例もあると聞いている。  
(訪問看護ステーション関係者)
- ・ 車を出す事業所が主となって調整した方がやりやすいが、委託費は入っていない。  
(福祉有償運送等事業所関係者)
- ・ ヘルパーステーションから訪問看護ステーションに対し、日を指定するのは言いにくい  
のが実際である。  
(事務局)
- ・ そういう意味では、今回、看護師がおられる福祉有償運送事業所に委託させていただ  
いたことは成果と言える。  
(実証研究対象保護者)
- ・ 完全に前もって決めないといけない。少し前に子どもが交通事故に遭い困ったことが  
あったので、緊急時に使えるサービスがあればありがたい。  
(事務局)
- ・ 保護者が病気になる時に送迎できればありがたいとの声を聞いている。  
(訪問看護ステーション関係者)
- ・ 緊急時は福祉のサービスで対応できると思う。

### (3) 関係機関の状況

(関係市町行政職員)

- ・ 事業実施にあたり、移動支援事業を使うか、居宅介護サービスを使うかの検討を行っ  
た。移動支援事業は障害者の社会参加を目的としており、通学に使うことは認めてい  
ない。そこで、身支度を整えるために居宅介護サービスを使ってもらうこととし、居  
宅介護と福祉有償運送の組合せを使ってもらうこととした。
- ・ 通学保障ということであれば、一番良いのはスクールバスに看護師が乗って、必要に  
応じて複数乗るよう確保を図っていただくのが本来の姿ではないか。
- ・ もし(福祉サービスを)使っていただくのであれば、本人が給付を受けた範囲で居宅  
介護サービスを使い、福祉有償サービスを使う方が良いと考えた。
- ・ 移動支援事業を使うと、事業所は移動中の算定ができず負担をかけることになるので、  
実証研究としておかしいと考えている。
- ・ 今回は少し支給量を増やした方もいるが、支給決定している支給量の範囲の中で使っ  
て頂くのが本来である。

(関係市町行政職員)

- ・ 移動支援事業は他の市町でも通学に使えないはずである。
- ・ 実証研究開始当初は、他圏域でも移動支援事業を使われた例があったが、居宅介護サービスと福祉有償運送に変えられた例がある。移動支援事業を使われているところも、あくまでも実証研究として要綱を作って対応されている。
- ・ 将来的にどうされるのか、市としても県としての方向性を示していただけると助かる。保護者の方も同様と思う。
- ・ 現実的に看護師の確保が難しい中、どうされるのか。
- ・ スクールバスに複数の看護師が乗車してくださるのが一番よいと思う。そうすれば保護者が通学に対して安心感を持てると思う。

(事務局)

- ・ 保護者の負担軽減を目的に事業を実施している。今年度の実証研究では、移動支援事業を使っていた市と福祉有償運送と居宅介護事業を使っていた市とがある。今後の事業をよりよいものにしていくために、様々な意見を聞かせていただきたい。

#### (4) 学校、保護者との連携

(特別支援学校管理職)

- ・ 普段は担任と保護者が直接、会話をしている。普段は、連絡帳などでやり取りを行っているが、担任・学校看護師と事業所とのやり取りになる。このため、学校看護師が引継ぎに行き、看護師同士で車での様子や保護者から聞いた話を引き継いでいる。

(福祉有償運送等事業所関係者)

- ・ 学校に着いたら玄関で待っていてくださり、声をかけてくれるので安心できる。

(実証研究対象保護者)

- ・ 家を出た時に担任に連絡しているため、担任は必ず玄関で出迎えてくれると思う。

(実証研究対象保護者)

- ・ 自分からは学校へ連絡していなかった。いつも決まった時間に登校しているので、学校へ着く時間も分かっていたらと思う。

(特別支援学校管理職)

- ・ 対象児童①は登校の時間がずれないので、担任も分かっている。対象児童②は、本事業では時間がずれているかも知れない。

(実証研究対象保護者)

- ・ 以前はスクールバスで通っていたので本人は早く出たがるが、事業所の都合もあり家を出るのが9時30分頃になることがある。

#### 4 制度運用上の課題と事業実施可能性について

(訪問看護ステーション関係者)

- ・ 移動支援、福祉有償それぞれの事業所がどのような経路を回っているのか、どのよう

な距離を走ったのか、どのような介助をされているのかなど、移動の事業所の実態について検証のための細かいデータが必要ではないか。実態を掘り下げ、積み重ねを次回に生かせるようにしなければならない。

- ・ 長浜や東近江、甲賀などの移動支援事業所は、長距離を走っているが除算されている実態があるはず。そういった実態を把握することが次につながると思うので期待したい。
- ・ 保護者の話も聞かせていただいて、記録として残して行ってほしい。

(実証研究対象保護者)

- ・ これまでいろいろな市が実証研究をされているが、将来的にも同じ枠組みを考えておられるのか。スクールバスに乗る方法もある。今の制度は無理があり、誰かにし寄せがいくのは申し訳ないと思う。

(福祉有償運送等事業所関係者)

- ・ 保護者が黙ってしまう状況になってはならないと思う。「これでは使えないの?」「お金がかかるの?」となってしまうっては、黙っておいて自分で送ろうとなる。そこをどうにか、福祉のお金で、少しでも安いお金で事業所に送ってもらうとか、重度心身障害の方もスクールバスに乗れるようにする方法もある。

(実証研究対象保護者)

- ・ 子どもは感染症の恐れがあり、スクールバスに看護師が同乗するだけではスクールバスで通わせることはできない。1人1台は贅沢すぎると思う。できるだけ費用をかけずに、何か今ある制度を使って通えるようにしてほしいと思う。
- ・ 「保護者支援」という言葉にも違和感があり、保護者が送迎しないと学校に行けない現状に矛盾があると感じる。
- ・ 実証研究事業はありがたいが、いろいろな問題が出てきているのではないか。もう少し先に進んだことをして行ってほしい。草津市のような複数乗車はよいかと思う。

(事務局)

- ・ 平成24年度に通学時の保護者負担が大きいとの話があり、何より安全を第一に、保護者の負担軽減のために教育、福祉が連携して取り組んできた。市町の皆さんにも御協力をいただきながら進めてきた。
- ・ 文部科学省が学校で保護者が医療的ケア児に付き添っている状況を全国調査した。
- ・ 滋賀県は訪問教育の人数はかなり少ない状況で、特別支援学校の学校生活における保護者の付添いもない。他府県では、まだまだ学校生活での保護者の付添いがある結果が報告されている。
- ・ 本県において医療的ケア児の登下校時に送迎をされている保護者の方は50名くらいであり、全国的にはさらに高い結果が出ている。全国的な動きを注視しているところである。
- ・ 文部科学省は、学校への看護師配置について補助事業を実施しており、まずは学校生活における保護者の付添いを減らしていく方向で進んでいると思う。その先に、登下

校時の付添いについても取り組んでいくことになるのではないかと。

- ・ スクールバスへの看護師同乗は、感染症のリスクに加え、幹線道路を定時運行している状況、ケアのために大型バスを安全かつ迅速に停車させることの困難さ等を考えると難しいと考えている。
- ・ これらのことを踏まえて、研究会議において、まずは既存サービス等の活用がベターではないかとの意見を受けて本研究事業を始めた経緯がある。
- ・ 大きく枠組みを変えて新しいことを一から始めることは難しいが、今年度は草津市において複数乗車の取組を行っている。安全に送迎することが大前提であることから、車内で医療的ケアが行える十分な広さの車両が用意いただけ、1名の対象児童生徒に対し1名の看護師を配置することを条件として進めている。
- ・ また、今年度から、看護師を雇用されている移動支援事業所等にも看護師派遣の委託をさせていただけることとした。看護師と車両を一体で出させていただく形の検証も行っているところ。こういった事業所が広がることにも期待をしている。
- ・ また、将来を見通し、今年度、初めて実務者会議を開催し、地域ごとの課題をお聞きしている。
- ・ 本人の状況、地域の資源、医療機関との距離、自宅からの学校までの距離等を考えると、オーダーメイドの事業であり、1人1人に複数の選択肢を持たせることが必要であると感じている。
- ・ 全国的にも県単位での広域の取組はなく、安全に実施できるための将来的な制度を考えてきたい。
- ・ 未実施の市町を優先して実証研究をしていき、概ねすべての市町で実証研究をさせていただきたい。その上で、次のステップを検討していきたい。現段階で方向性を示せる段階に至っていないが、引き続き意見を聞かせていただきながら進めていきたいと考えている。

(訪問看護ステーション関係者)

- ・ 通学保障としてどう考えるか。特別支援学校のスクールバスを見ていると、大型バスで運行されているが乗車率が低いように思う。スクールバスを小型化して、そのうちの1台を医ケア児用のバスとして用意すればよいのではないかと。また、定年後の方を運転手として人材活用する等、方策を考えてはどうか。看護師についても、定年してなお働いてもらえる元気な方がたくさんおられる。教育委員会だけではなく、いろいろな課で検討してほしい。知恵を出し合って滋賀県の方策を考えてほしい。

(実証研究対象保護者)

- ・ これまでの研究事例から問題点が出てきているので、全く違う発想が必要ではないかと。

(福祉有償運送等事業所関係者)

- ・ どのくらいの未実施市町があり、何年くらいかかるのか。

(事務局)

- ・ 対象者がいる15市町のうち、概ね1/3の市町でまだ実証研究ができていないとこ



ろ。

- ・ 市町の協力の下で進めており、県の意向だけでやり切れるものではない。
- ・ 国・県では、インクルーシブ教育システムの構築に向けて取り組んでいる。障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと無い子どもが可能な限り共に学ぶ仕組みづくりに向けて取り組んでいる。
- ・ 本事業は特別支援学校に通う児童生徒の保護者を対象としているが、開始当初から市町の小中学校に通う子どもも対象とすることを視野に入れている。市町の教育委員会の判断で市町立の学校や県立の特別支援学校への就学を決定していただいております、市町立の学校に通う子どもと県立特別支援学校に通う子どもの両方を視野に入れながら、市町の皆さんと一緒に事業を進めていきたい。実証研究の成果を市町でも生かしていただけるよう進めていきたい。
- ・ 今後も、市町の福祉、教育関係の皆様、事業所の皆様、保護者の皆様の協力をお願いしたい。

(訪問看護ステーション関係者)

- ・ 乳幼児も含めて、医療的ケアが必要な方がどんどん増えている現状、より増えていく方向を踏まえて、今のこのやり方、スピード感、今後の方向を考えているのか？

(事務局)

- ・ 学校だけではなく、在宅や地域生活等も考えていく必要がある。

(訪問看護ステーション関係者)

- ・ 市町の学校の子どものことも考える必要がある。滋賀県の中のどこに住んでいても同じサービスが受けられるべき。市町が先にやるのか県が先にやるのか分からないが、県モデルを示し、市町も同じようにできないか。柔軟に対応を考えていければよいのではないか。
- ・ 子どもにとっては、どこの市町に住んでいるかは関係ない。

(事務局)

- ・ 全国では、市単位で様々に工夫して実施されている例がある。市立の学校もあれば府立の学校に通う市内在住の子どもを対象としている場合もあると聞いている。市の単位では、都道府県に比べて条件や環境が限定されるので検討しやすい面があるのではないか。
- ・ 滋賀県は、県として取り組んでいるが、小中学校に通われている子どものことも視野に入れながら進めさせていただいている。
- ・ 特別支援学校への就学を決定しているのは市町の教育委員会であり、将来的には市町の特別支援学級に在籍する医ケア児も含めてインクルーシブ教育の観点から本事業の制度設計を考えていく必要がある。
- ・ 広域で進めることの難しさは認識しているが、皆さんの協力を得ながら一歩ずつ進めていきたい。

(福祉有償運送等事業所関係者)

- ・ 医療的ケアだけで受給者証取得の項目を出せないのか？
- ・ 県内のどこに住んでいても同じサービスが受けられるような対応ができないか。例えば医療的ケア児の移動加算の制度を県でつukれないか。

(事務局)

- ・ 既存の福祉サービスを活用するという観点で言えば、この事業のために新たな福祉サービスを創設することは難しいと思う。なお、国も医ケア児への支援を充実するため、新たな加算等を打ち出してきているところ。

(関係市町教育委員会職員)

- ・ 今後、確実に医療的ケアのニーズは増えてくると思う。実際、小中学校への在籍も増える。保護者が様々な福祉サービスを受けられることを知らないケースもあり、教員にも浸透していないことを課題として考えていきたい。

(事務局)

- ・ 今年から本事業に携わって、福祉、医療と教育の連携の必要性を痛感している。

(実証研究対象保護者)

- ・ 同じようなことを何年も続けるのであれば、できるだけ早い段階で始めてほしい。保護者の予定も聞いていただけるようにしていただきたい。
- ・ 費用はなるべくかからない方がよい。
- ・ 助かる命が増えると医療的ケアが必要な子どもも増える。環境が早く整ってほしい。

(実証研究対象保護者)

- ・ この時期（1、2月）は子どもが体調を崩しやすいので、できれば暖かい時期から事業を開始できるようにしてほしい。